

# つくば市記者会 御中

発信日：令和4年（2022年）2月24日（木）

発信元：つくば市 都市計画部 学園地区市街地振興課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## ACCSとWi-Fi利用環境の整備等に関する協定を締結しました



つくば市と一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス（ACCS）は、市域内における地域住民等の利便性の向上に寄与する地域BWA※システムの整備について、別紙のとおり連携協定を締結しました。

これは、来街者や、就学・就業者、居住者等の市民に対し、Wi-Fiの利用環境の整備や、地域情報に関するサービス等を提供することで、地域活性化及び市民の利便性の向上を図るものです。

### 【協定名】

「地域広帯域移動無線アクセスシステム整備に関する連携協定」

### 【協定締結日】

令和4年2月22日（火）

※新型コロナウイルス感染症対策のため、締結式を省略しました。

### 【その他】

- ・連携事項の一環として、
  - ①モバイルルータを寄贈いただき、通信環境が整っていない公共施設やイベント開催時等に活用します。（通信料金はACCSが負担し電気料金は市が負担）
  - ②つくばセンター広場にWi-Fiが利用できる環境を無償で整備していただき、誰でも利用できるよう無料で開放します。
- ・協定の内容については、別紙をご覧ください。

### ※地域BWAについて

地域BWA（Broadband Wireless Access）は、2008年より「地域WiMAX」として、デジタルデバイドの解消や地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として導入された、2.5GHz帯の周波数（2,575～2,595MHz）の電波を用いた電気通信業務の無線システムです。

総務省が、地域BWAを活用した地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス計画を有する等の要件を満たす者に対し、審査の上、当該地域における地域BWAの無線局免許を付与しています。

地域BWA事業者は、地方自治体と連携してサービス計画を確実に実施することが期待されています。

## 地域広帯域移動無線アクセスシステム整備に関する連携協定

つくば市（以下「甲」という。）と一般財団法人研究学園コミュニティケーブルサービス（以下「乙」という。）は、甲の市域内で実施される地域広帯域移動無線アクセス（以下「地域 BWA」という。）システムの整備について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲の市域内における地域住民等の利便性の向上に寄与する地域 BWA システムの整備について甲と乙の連携に必要な事項を定め、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲は、本協定に基づき乙が行う地域 BWA システムの整備に賛同する。

2 乙は筑波研究学園都市及びつくばエクスプレス沿線エリア等市内において FTTH（光ファイバー網）によるサービスの転換を順次行っているが、今後当該エリアの更なる活性化の一助となるよう来街者、就学・就業者、居住者等に対し、次に掲げるサービスを提供するため、総務省が推進する制度にのっとり地域 BWA システムの整備を行い、利便性の向上を図っていく。

- (1) Wi-Fi の利用環境の整備に関すること
- (2) 地域情報の提供に関すること
- (3) 安全安心の促進に関すること
- (4) デジタルディバイドの解消に寄与するサービスに関すること
- (5) 乙のケーブル未敷設地域への各種サービス提供に関すること
- (6) エリアマネジメント団体との連携に関すること
- (7) その他、甲と連携して取り組むサービス

3 乙は、地域 BWA システムの整備および運営に関する責任を負い、甲は、乙の地域 BWA システムの整備及び運営に協力する。また、原則として乙は、甲に対し地域 BWA システムの整備に関する費用負担は求めないものとする。

4 甲は、乙が「地域住民向けインターネット回線の一層の普及及び活用」、「電波の有効利用」並びに「事業基盤の更なる安定化」を図るため、他の電気通信事業者と連携して、地域 BWA によるサービスを提供することを妨げないものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定書の有効期間は、本協定書締結の日から5年間とする。

2 前項の期間は、期間が満了する日の6ヶ月前までに甲又は乙から書面による終了の意思表示が無い場合は、同一条件をもって5年間更新されるものとし、以降も同様とする。

### （協議）

第4条 本協定書に関して疑義の生じた各条項の解釈及び本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 本協定の有効期間内であっても、高速データ通信基盤の運用状況や公共サービスの実施状況等を踏まえ、必要により協定の見直しについて協議するものとする。

本協定書の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年(2022年)2月22日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市

つくば市長 五十嵐 立青

乙 茨城県つくば市竹園一丁目6番1

つくば三井ビル3階

一般財団法人

研究学園コミュニティケーブルサービス

理事長 高田 順一